(5)　人身取引被害者等への配慮

出入国在留管理行政では、これまでも人身取引の被害者が不法滞在者として退去強制手続が執られる場合には、その者の立場を十分考慮しながら、その者の希望等を踏まえ、在留特別許可により正規に滞在できるようにするほか、ＩＯＭ駐日事務所や在京大使館等と緊密に連携しながら、被害者保護に取り組むなど適切な措置をとってきた。

今後も、諸外国との情報交換を含め、関係機関との連携を密にし、人身取引被害者等を的確に把握し、警察等との合同摘発及び被害を踏まえた在留資格の許可等により被害者の保護を行い、人身取引対策に積極的に取り組む。

その他、配偶者からの暴力も重大な人権侵害であり、被害者保護の観点から、今後とも適切な対応を行う。

(6)　外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討

外国人の受入れに関する方針については、第一次出入国在留管理基本計画において、「我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。」とされ、「専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れについては、ニーズの把握や受入れが与える経済的効果の検証、教育、社会保障等の社会的コスト、労働条件など雇用全体に及ぼす影響、日本人労働者の確保のための努力の状況、受入れによる産業構造への影響、受け入れる場合の適切な仕組み、受入れに伴う環境整備、治安など、幅広い観点からの検討が必須であり、この検討は国民的コンセンサスを踏まえつつ行われなければならない。」等とされている。

加えて、我が国においては、少子高齢化が急速に進みこれに伴って人口減少が一層進展している中で、就労資格を中心に在留外国人が増加していることなどを踏まえると、今後、我が国の総人口における外国人比率が一定程度上昇するといった予測もある。

まずは、政府部内において「在留管理の適正化」・「在留資格の在り方の検討」の一層の推進や、多くの外国人が在留することを前提としていなかった諸制度の適正化が進められていくところ、その実施状況・成果等も踏まえ、将来的な在留外国人数の更なる増加の可能性も見据えて、今後の外国人の基本的な受入れの在り方について、中長期的かつ多角的観点から検討を進めていく必要がある。

検討を進めるに当たっては、各種の先行研究や我が国における国・地方公共団体が発表している統計等を省庁横断的に収集・参照し、可能な限り定量的データの把握、原因の精査・分析（国籍、年代、業種、地域、家族帯同状況等の細かな分類に基づき、適切な比較対象を用いた分析を行うことが必要）を行うことで憶測や偏見による差別を防ぐことのほか、客観的事実では測れない日本人・外国人双方の態度や意識を把握することが重要であり、さらには、諸外国における制度や実態を適切に把握・参照することも重要であるとの認識の下、取り組んでいく。

これらの点に留意しながら引き続き検討を進めることで、外国人を受け入れることのメリット・デメリットを含め更に具体的な調査・検討課題を明らかにし、今後の外国人の受入れに関する基本的な考え方の整理に向け関係省庁と連携しつつ政府全体での検討を推進する必要がある。その際、持続的な経済成長を含む我が国の経済社会の発展に資するものであるかという点に加え、社会的コスト、国内労働市場、教育、治安等といった国民生活への影響のほか、外国人の受入れに当たっての国、地方公共団体や受入れ機関等との役割分担、関連する将来推計や国際社会の受け止め等を踏まえた受入れの在り方等を総合的に検討することが重要である。

○文部科学省告示第百十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十四条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年九月四日

文部科学大臣　松本　洋平

名称	所在地	区域	面積
松江市美保関伝統的建造物群保存地区	島根県松江市	松江市美保関町美保関の１部 備考　区域に関する図面を、島根県文化財担当部局並びに松江市文化財担当部局及び関係部局に備え置いて縦覧に供する。	約五・九ヘクタール

○国土交通省告示第千百十八号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件（平成十二年建設省告示第千百七十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年九月四日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

目
（略）
住宅市街地総合整備促進事業費補助（住宅市街地総合整備促進事業費統合補助（地域居住機能再生推進事業、密集市街地総合防災事業、空き家対策総合支援事業、既成住宅地再生推進モデル事業（調査・検討・普及啓発事業、計画策定・フィージビリティスタディ事業、推進事業、事務事業、評価事業、調査事業及び普及・広報事業を除く。）、住宅団地再生推進モデル事業（整備計画策定等事業、事務事業、評価事業、調査事業及び普及・広報事業を除く。）に限る。）、住宅・建築物安全・優良ストック形成等事業費補助（住宅・建築物防災力緊急促進事業（暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業、評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業を除く。）、マンション総合対策モデル事業（老朽マンション対策モデル事業に限る。）に限る。）及び市街地住宅関連事業推進費補助（スマー
（略）

改正前

目
（略）
住宅市街地総合整備促進事業費補助（地域居住機能再生推進事業、住宅・建築物防災力緊急促進事業（暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業、評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業を除く。）、密集市街地総合防災事業、空き家対策総合支援事業及びスマートウェルネス住宅等推進事業（地域生活拠点型再開発事業に限る。）に限る。） （略）
（略）

一　（略）
1　（略）
（一般会計）

一　（略）
1　（略）
（一般会計）